



## 「カーボン・エネルギーコントロール社会協議会」会則

### 【第1章 総 則】

#### (名称)

第1条 本会はカーボン・エネルギーコントロール社会協議会、Consortium of All Nippon Artificial Photosynthesis Project for Living Earthと称し、CanApple と略称する。

#### (目的)

第2条 本会は日本国内における人工光合成科学技術および関連する学際的研究分野の振興をめざし、その活動の国際的な発信、国際的な規模でのこの分野の振興に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 人工光合成に関する国際会議・国内会議の開催・支援と運営。
2. 産学をこえた学際的研究懇談会の開催と運営。
3. フォーラム人工光合成の開催と運営。
4. 研究交流・情報交換のための広報・出版事業。
5. その他目的達成のために必要な事業。

### 【第2章 会 員】

#### (会員種類)

第4条 本会の会員は次の2種類とする。

1. 一般会員
2. 賛助会員。

#### (一般会員)

第5条 本会の目的に賛同して入会した学校・官公庁・団体及び企業に所属する個人、一般社会人、ならびに大学等に在籍する学生。

#### (賛助会員)

第6条 賛助会員は本会の趣旨に賛同し入会した法人。

(入会および会費)

第7条 個人および法人は別途定める年会費を入会申請書に添え幹事に提出し入会の承認をうる。

(退会)

第8条 会員は退会届を幹事に提出し任意に退会することが出来る。

(除籍)

第9条 別途定める期間会費滞納の場合は幹会の決定により除籍される。

(除名)

第10条 会員は会則にそむいたとき、会の名誉または信用を著しく損なう行為があった場合は総会の決定により除名される。ただし除名の前に当該会員に弁明の機会を与えねばならない。

(会費等)

第11条 年会費は別途細則で定める。

### 【第3章 組織】

第12条 本会に次の組織をおく。

1. 総会
2. 運営会議
3. ネットワーク
  - 1) フォーラム人工光合成ネットワーク
  - 2) 光合成ネットワーク
  - 3) 酵素エンジニアリングネットワーク
  - 4) 反応ダイナミクス・反応予測ネットワーク
  - 5) 分子触媒ネットワーク
  - 6) 半導体光触媒ネットワーク
  - 7) 太陽電池ネットワーク
  - 8) 社会実装ネットワーク
  - 9) さきがけネットワーク
  - 10) CanApple Newsletterネットワーク

### 【第4章 役員】

(役員種類)

第13条 本会に次の役員をおく。

1. 共同代表 (3名)。
2. 運営会議議長 (1名)。
3. 事務局長 (1名)
4. 監事 (2名)。

5. ネットワーク代表（9名）
6. 運営会議幹事（20名以内）。

（共同代表）

第14条 共同代表は本会を代表し会務を総理する。

（運営会議議長）

第15条 運営会議議長は運営会議業務を総理する。

（事務局長）

第16条 事務局長は共同代表、運営会議議長を補佐し会務の総理を補佐する。

（監事）

第17条 監事はつぎの責務を負う。

1. 本会の会計を監査し、その結果を事実に基づき総会に報告する。
2. 20分の1以上の一般会員または10分の1以上の賛助会員から請求があった時は会計監査または業務監査を行い、その結果を臨時運営会議および次に開かれる総会で報告しなければならない。
3. 運営会議に出席し意見を述べる事が出来る。ただし議決権は持たない。
4. 監査報告のための臨時総会を召集することが出来る。
5. 臨時運営会議を召集することが出来る。

（ネットワーク代表）

第18条 ネットワーク代表は運営会議幹事を兼務し、各ネットワークが行う業務を総理する。ネットワークには代表が指名する複数の副代表を置くことができる。副代表は代表を補佐する。

（運営会議幹事）

第18条 運営会議幹事は次の責務を負う。

1. 運営会議で必要事項を審議決定する。
2. 前項の内重要事項は総会で報告する。
3. 運営会議で決定された役割に従い会務を分担執行する。

（役員任期）

第19条 役員任期は次の通り。

1. 1期2年とし、役員再任を認める。
2. 補欠のため就任した役員任期は前任者任期の残任期間とする。

（役員選任）

第20条 役員選出は別途定める細則により次の通り選出する。

1. 各ネットワークに所属する一般会員（一般会員（学生）を除く）の投票により各ネットワーク代表を選出する。
2. ネットワーク代表の投票により共同代表および運営会議議長を選出する。
3. 監事は、運営会議議長が指名する。
4. 幹事は各ネットワーク代表に加えて運営会議議長が指名することができる。

（役員解任）

第21条 役員は次の場合解任される。

1. 心身の故障のため職務遂行に耐えないと認められる時。
2. 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為のあった時。
3. 解任は共同代表、運営会議または5分の1以上の会員の請求により総会で決定する。
4. 解任にあたっては議決前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員欠員）

第22条 役員に欠員が生じた場合の対処法は別途定める。

（アドバイザーボード）

第23条 運営会議は必要によりアドバイザーボードを設置することが出来る。ただし設置した時は次に開かれる総会に報告する。アドバイザーボードのメンバーは運営会議の要請があれば運営会議に出席できる。ただし、議決権は持たない。

## 【第5章 総会】

（構成）

第24条 総会は全会員によって構成する。

（総会の種類）

第25条 総会の種類は次の2種類とする。

1. 通常総会。
2. 臨時総会

（通常総会）

第26条 通常総会は年1回開催する。

（通常総会審議事項）

第27条 通常総会は以下の事項を審議決定する。

1. 前年度事業報告および収支決算。同監査結果。
2. 次年度事業計画および予算。
3. その他幹事会が必要と認めた事項。

次の事項は総会に報告しなければならない。

1. 役員改選結果。
2. その他幹事会が必要と認めた事項。

(臨時総会)

第28条 臨時総会は次の場合に開催する。

1. 会長または幹事会が必要と認めた時。
2. 5分の1以上会員が事由を添えて請求した時。
3. 監事2名が事由を添えて請求した時。

(総会の召集)

第29条 総会は議題を明記し会誌・ホームページ等での掲示、書面または電子メールにより会員に通知する。総会は直接または電信による会議とする。

(定足数)

第30条 総会は委任状を含めた会員の3分の1以上の出席により成立する。

(議決)

第31条 出席会員の過半数をもって議決する。ただし賛否同数時は議長が決定する。

(議長)

第32条 議長は運営会議議長がこれにあたる。

(議事録)

第33条 総会では次の内容を記した議事録を作成しなければならない。

1. 記載内容
  - \* 開催日時、場所、方法。
  - \* 会員総数、出席者数。
  - \* 審議事項。
  - \* 議事経過概要、議決結果。
  - \* 議事録署名人の選任。

## 【第6章 運営会議幹事会】

(構成)

第34条 運営会議幹事会は共同代表、運営会議議長を含む運営会議幹事により構成する。

(審議事項)

第35条 運営会議幹事会は次の事項を審議決定する。

1. 総会で決定された事業計画・予算の執行に関する事項。
2. 本会の運営に必要な事項。
3. その他会長が必要と認めた事項。

(開催)

第36条 運営会議幹事会は運営会議議長が議題を明示し召集した時に開催される。  
なお次の場合にも開催される。

1. 3分の1以上の幹事から議題を添え請求された時。
2. 監事のいずれか1名から事由を添え請求された時。

(定足数)

第37条 運営会議幹事会は3分の2以上の幹事の出席により成立する。

(議決)

第38条 出席幹事の過半数をもって議決する。ただし賛否同数時は議長が決定する。

(議長)

第39条 議長は運営会議議長がこれにあたる。

(議事録)

第40条 幹事会では次の内容を記した議事録を作成しなければならない。

- \* 開催日時、場所、方法。
- \* 出席者。
- \* 審議事項。
- \* 議事経過概要。議決結果。

## 【第7章 会 計】

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は毎年4月1日から3月末日をもって年度とする。

(経費)

第42条 本会の経費は次の収入をもって支弁する。

1. 会費。
2. 刊行物購読料。
3. 寄付金。
4. 資産から生じる収入。
5. その他の収入。

## 【第8章 会則変更】

(会則の変更)

第43条 会則の変更は総会にて審議決定する。

## 【第9章 雑 則】

(事務局)

第44条 本会の事務局はボラリス・セクレタリーズ・オフィスに置く。

(細則)

第45条 この会則の施行について必要な細則は運営会議幹事会の議決を経て運営会議議長がこれを定める。

制定：2017年6月 日

## 附則

### 1. 本会の会費は

- \* 一般会員, 学生会員: 無料
  - \* 賛助会費: 1口: 50,000円
- とする。

(発足時の役員)

発足時の役員は以下の通りとする

共同代表: 沈建仁 (岡山大学)、堂免一成 (東京大学)、井上晴夫 (首都大学東京)

運営会議議長: 井上晴夫 (首都大学東京)

事務局長: 民秋均 (立命館大学)

ネットワーク代表

フォーラム人工光合成ネットワーク代表: 民秋均 (立命館大学)

光合成ネットワーク代表: 杉浦美羽 (愛媛大学)

酵素エンジニアリングネットワーク代表: 天尾豊 (大阪市立大学)

反応ダイナミクス・反応予測ネットワーク代表: 橋本秀樹 (関西学院大学)

分子触媒ネットワーク代表: 石谷治 (東京工業大学)

半導体光触媒ネットワーク代表: 工藤昭彦 (東京理科大学)

太陽電池ネットワーク代表: 佐山和弘 (産総研)

社会実装ネットワーク代表: 瀬戸山亨 (三菱化学)

さきがけネットワーク代表: 阿部竜 (京都大学)

CanApple Newsletterネットワーク代表: 八木政行 (新潟大学)

以上